

基準領域 4 教育委員会等との連携**基準 4-1**

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本研究科は連合構成 10 大学及び京都府・市の連携 2 教育委員会との連合体として組織されている。このため、両教育委員会は、連合構成大学・連携機関代表者会議並びに実務担当者会議に代表者と担当者が出席し、研究科の運営に関する協議や意思決定に参画しており、教育委員会は本研究科の運営主体の一員であり、両教育委員会とは全面的かつ恒常的な連携を図っている。両教育委員会からは、学校臨床力高度化系の教員として教頭経験者を各 1 名の派遣を受け入れている。また、研究科全体に、両教育委員会から各 4 名の合計 8 名をみなし実務家教員として指導主事等の教員の派遣を受け入れている。両教育委員会と連携して実務家教員の確保を行い、教育の充実を図っている。

京都府教育庁学校教育課・教職員人事課、京都市教育委員会学校指導課・教員養成支援室、府内各教育局、府内各市町教育委員会を計画的に訪問し、教育長・教育局長・各課責任者や担当者等に対して、教職大学院の運営方針や組織体制、教職専門実習や修了生（新規採用教員及び現職教員）の勤務状況や処遇、現職教員院生の派遣等について説明や依頼を行うとともに、意見交換を通じて各教育委員会等のニーズや教職大学院への要望等の把握に努めている。また教職大学院教育の成果についても積極的に広報に努めている。

その他、京都府教育庁教育次長や京都市教育委員会教育次長、京都府・市の小・中・高等学校の校長を委員とする「国立大学法人京都教育大学連携協議会」を設置しており、教職大学院の教育課程に関する協議を行っている。

上記の取り組みを通じて得られた教育委員会や学校の課題に関する生の声を授業内容に反映させるために、教員間でその情報を共有し、授業において事例として紹介するなど、研究者教員と実務家教員とのチームティーチングにより今日の学校教育の実態を反映させる授業内容となるように心がけている。